

# まにわのわ

テーマ  
「M&A」

真庭市内の企業を「テーマごと」にご紹介します。今回のテーマは「M&A(企業の合併、もしくは買収)」です。

こだわりの焼き加減と秘伝のタレで、北房地域を中心に地元民垂涎の焼き鳥をつくりつづけてきた松川食品株式会社。昭和40年の創業以来、先代の社長が経営してきましたが、昨年真庭市内でスーパーマーケット「にぎわい市場三金や」2店舗を運営する有限会社金田商店の金田久克さんがM&Aしました。なぜM&Aを選んだのか、その結果どのようなシナジーが起こったのか。お話を聞かせていただきました。



▲経営者の金田久克さん

## 企業紹介 DATA

### 【北房地区】

企業名：松川食品株式会社  
所在地：〒716-1411 真庭市上水田 2400-2  
従業員数：15名  
代表者：金田久克  
TEL/FAX：0866-52-3122/0866-52-3123  
事業内容：食肉加工及び惣菜製造



ホーム  
ページ



オンライン  
ショップ



▲地元を中心に長年愛され続けている松川の焼き鳥

## ◆M&Aの決め手は、

### 数字よりも「現場」

M&Aのきっかけは銀行の仲介でした。昨年の春、松川食品の先代社長が亡くなり、経営未経験の専務が「どこかに後継者はいないか」と銀行に相談。声をかけたのが、三金やとして食品に携わってきた金田さんでした。数字を確認したところ、売上がゆるやかに下がりが気味だったものの、代表のいない中、専務を中心としたムダのない経営に驚いたと言います。

ただ、M&Aの決め手になったのは、数字ではなく「現場」でした。松川食品が月に一度開催している「食肉まつり」。買いに来られるお客さんがまったく途切れません。地元から遠方から、みんな「松川の焼き鳥」をどんどんカ



ゴに入れていきます。その光景を目の当たりにして、いかに松川の焼き鳥が愛されているか、商品に潜在的な力があるかを知り、M&Aを決意しました。

## ◆「これまでと同じように」

### 雇用は守るから」

M&Aはともすれば企業にマイナスイメージを与えかねないものです。そのため守秘義務が徹底されており、社長交代は松川食品の従業員にとって寝耳に水。そんな従業員に対して不安や混乱を与えないよう、金田さんは「これまでと同じように雇用は守るから」と伝えます。そしてひとりずつ面談を行いました。ひとりひとりの顔と名前を覚えながら、会社の経営状況を丁寧に説明。また「新しいことを始めるかもしれない」とも話しました。

その面談を通して、金田さんは松川食品の文化と呼ぶべき「変えてはいけないこと」に気づいたと言います。例えば、タレの販売。タレだけでごはんが何杯でも食べられるほどの旨み。販売したら必ず売れる。しかし「門外不出だから」と従業員から反対されました。秘伝のタレは守らなければならぬ。「おいしくするというよりは、地元から愛されてきたこの味をどう

やって守っていくか」そう考えるようになったと言います。

## ◆「松川の焼き鳥には

### 潜在的な力がある」

味を変えたりするのではなく、多くの人にただ知ってもらうだけで売上は自然と伸びていく。「松川の焼き鳥には潜在的な力がある」金田さんの考えは当初から変わりませんでした。M&Aの買収元である三金やでの取り扱いを拡充したり、ネット販売も始めたり、知ってもらう機会を創出して販路を拡大していきます。まだあまり知られていないご当地グルメとして、大手百貨店数社からも声がかかっていると言います。

さらに三金やにとってもメリットがありました。三金やの厨房で行っていた総菜の下処理を松川食品でも行うようにしたのです。一元化することで効率が上がりました。

## ◆人との繋がりを

### 大切にすることを。

今後は、旨みたっぷりの脂を落とさないように刺していく職人の焼き鳥を

軸に、なおかつ量産もできるよう「設備導入を進めていきたい」と語ります。設備導入をしていくための補助金や助成金は北房地域の商工会がサポートしてくれました。今年には新工場への移転（契約済み）も予定しており、それに合わせて「皮」以外の販売や、家庭で焼く焼き鳥の販売など、新しいことも始めていきます。

M&Aについて、金田さんは言います。「M&Aという言葉だけでは、無機質のように感じてしまう。でも地方でM&Aしようと思ったら、数字よりもブランディングよりも、まずは個々のコミュニケーションを大切にすることだと思っています」買収する前も買収した後も、人との繋がりを大切にすること。金田さんは数字よりも、企業が育んできた文化や人との繋がりを何よりも大事に思っていました。



（取材・文 甲田智之）

# 令和4年度 雇用保険料変更のご案内

令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	① 労働負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業保険・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

## 岡山県最低賃金が改定されます。

(令和4年9月現在)

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。



地域別最低賃金		効力発生日
時間額	<b>892 円</b>	令和4年 10月1日

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	940 円	令和4年 1月7日
鉄鋼業	985 円	令和4年 1月5日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温調調整装置、玉砕機・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活雑産用田車、基礎発材産業用田車、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空容器、他に分類されない生産用田車・同部品、事務用田車器具、ワーヒス用・農業用田車器具製造業	952 円	令和4年 2月12日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	904 円	令和4年 1月7日
自動車・同附属品製造業	936 円	令和4年 1月5日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	980 円	令和4年 1月8日
各種商品小売業	893 円	令和4年 1月19日

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業種は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
  - ① 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの  
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
  - ① 精習手当・通勤手当・家族手当
  - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
  - ③ 臨時に支払われる賃金
  - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金

※ 特定最低賃金については審議中です。



育てよう！地域に夢と活力を

真庭商工会

### 商工会会員事業所

(令和4年10月6日現在)

地区	会員数	地区	会員数
北房	160	美甘	33
落合	370	湯原	96
久世	335	蒜山	200
勝山	244	新庄	56
		合計	1,494